

KYOGIN CARD会員規定

第1条 (KYOGIN CARD)

1. KYOGIN CARD (以下「本カード」という) は、株式会社佐賀共栄銀行 (以下「当行」という) と九州カード株式会社 (以下「当社」という) が提携し、所定の方法で発行するカードです。
2. 本カードは、当行の普通預金のキャッシュカードとしての機能、デビットカードとしての機能 (佐賀共栄銀行カード取扱規定、デビットカード規定に定められた機能以下「キャッシュカード機能等」という) と当社のクレジットカードとしての機能 (九州カード会員規約に定められた機能) を一体化し、双方の機能を1枚で提供するものとします。
3. 当行および当社は、佐賀共栄銀行カード取扱規定、デビットカード規定により発行されるキャッシュカードおよび九州カード会員規約により発行されるクレジットカードに代えて本カードを発行し貸与するものとします。
4. 本カードにおけるクレジットカード機能の利用代金等を決済する預金口座 (以下「決済口座」という) は、本カードが発行される普通預金口座とし、それ以外の口座は決済口座に指定できないものとします。

第2条 (会員資格および本カードの発行)

1. KYOGIN CARD会員規定 (以下「本規定」という) は、本規定ならびに普通預金規定、佐賀共栄銀行カード取扱規定、デビットカード規定および九州カード会員規約を承認のうえ、当行および当社に利用を申し込み、当行と当社が適格と認めた方を本会員とし、本カードを発行するものとします。
2. 本会員が指定した家族で、当社が適格と認めた方を家族会員とし、家族カードを発行するものとします。なお本規定では、本会員と家族会員の両者を会員といいます。ただし、家族カードについてはクレジットカードとしての機能のみ付与するものとします。
3. 上記1項および2項に関し、当行および当社が適格として認めなかった場合は、佐賀共栄銀行ICキャッシュカード (普通預金) を発行します。なお、既に佐賀共栄キャッシュカードまたは本カードをお持ちの方は、引き続き現在のカードをご利用いただけます。ただし、家族カードについては、佐賀共栄銀行ICキャッシュカードは発行されません。

第3条 (本カードの作成および交付)

1. 本カードの作成は、当行または当社、あるいは当行または当社が指定する第三者に委託して行うものとします。また、本カードの交付についても当行または当社、あるいは当行または当社が指定する委託先から、本会員が当行に届出た自宅住所あて郵送するものとします。
2. 本カードが、万が一ご不在などの理由により不送達となり、返却された場合には、当行および当社で所定の期間のみ保管します。この場合、当行および当社にご確認のうえ、その指示に従い交付を受けてください。所定の期間を経過した場合は、当該本カードは破棄しますので、利用をご希望の場合は、あらためて本カードのお申し込みが必要となります。この場合、新たに本カードが交付されるまでの間、会員が本カードを利用できなくなることに伴う不利益、損害等については、当行および当社は一切責任を負わないものとします。

第4条 (本カードの貸与)

1. 本会員の本カード所有権は当行および当社に帰属するものとし、家族会員の本カード所有権は当社

に帰属するものとし、会員に貸与されるものとします。

2. 当行および当社は会員1名に1枚の本カードを貸与します。本カードにはVISAカードの機能を有するゴールドカード、クラシックカードの種別があります。
3. 本会員と家族会員に貸与される本カードは、同一種別とします。
4. 会員は本カードを貸与されたときは、直ちに当該カード裏面署名欄に自署するものとします（カードに署名欄がある場合に限る）。
5. 本カードは、本カード券面に表示された会員本人以外使用できません。また会員は善良なる管理者の注意をもって本カードを使用し、管理するものとします。
6. 会員は他人に本カードを貸与、譲渡および質入れする等本カードの占有を第三者に移転させること、または本カード情報を使用させることは一切できません。

第5条（本カードの取扱い）

1. 本会員は利用可能な機器において本カードを利用する場合は、キャッシュカード機能等とクレジットカード機能を使い分けるものとします。
2. 本会員が本カードのデビットカードとしての機能およびクレジットカード機能の両機能を使用できる加盟店において本カードを利用する場合には、本カードを提示する際に、いずれの機能を利用するかについて、当該加盟店に申し出るものとします。
3. 前記1および2において、会員が使用方法を誤った場合に生じる不利益・損害等については、会員が負担するものとし、また会員は、この場合の取引に基づく債務についての支払義務を免れないものとします。

第6条（機能の範囲）

本会員は本カードにより下記①から③の機能を利用することができ、家族会員は本カードにより下記③の機能を利用することができます。

- ①当行、および当行が提携した金融機関の現金自動支払機または現金自動預入支払機による指定口座からの払戻し、および指定口座への預入れ。
- ②国内のデビットカード機能を使用できる加盟店での利用。
- ③九州カード会員規約の定めによるクレジットカード機能サービス利用。

第7条（特典および付帯サービス）

1. 当行は本会員に対し当行の定めた特典を付与します。特典の内容については、店頭に備え置きパンフレットおよび当行ホームページ等に記載します。
2. 本会員は当行の提供する特典・サービスを受ける場合は、当行の所定の方法に従うものとします。
3. 当行は本会員に事前に通知することなく、特典・サービスの内容を変更または中止する場合があります。

第8条（暗証番号等）

1. 本会員は本カードの申込時に、当行および当社に対しキャッシュカードサービスの暗証番号およびクレジットカードサービスの暗証番号をそれぞれ届出るものとします。家族会員は本カードの申込時に、当社に対しクレジットカードサービスの暗証番号を届出るものとします。ただし、クレジットカードサービスの暗証番号について会員から申し出がない場合、または当社が定める指定禁止番号で申し出た場合は、当社所定の方法により登録します。
2. 会員は、暗証番号について生年月日、電話番号、住所等他人から推測されやすい番号の登録は避け、

暗証番号を他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。

3. 会員は当行および当社所定の方法によりおのおの暗証番号を変更することができるものとします。ただし、暗証番号の変更に伴い新たに本カードが交付されるまでの間、会員が本カードを利用できなくなることに伴う不利益、損害等については当行および当社は一切責任を負わないものとします。

第9条（クレジットカード機能の利用停止等と返却）

1. 会員が本規定または九州カード会員規約に違反した場合、その他当行または当社が会員として不適格（佐賀共栄銀行カード取扱規定第17条2項および3項、九州カード会員規約第22条に該当）と認めた場合は、当行または当社は、何らの通知、催告を要せずしてキャッシュカード機能等とクレジットカード機能の利用停止または利用資格を取り消す（以下「利用停止等」という）ことができるものとします。
2. 当行または当社が前項により本会員に対しキャッシュカード機能等とクレジットカード機能の利用停止等を行った場合には、利用者は本カードをただちに当行および当社の指示する方法に従い、当行または当社に返却するものとします。家族会員は当社が前項によりクレジットカード機能の利用停止等を行った場合には、利用者は本カードをただちに当社の指示する方法に従い、返却するものとします。なお、当行は本会員に対しキャッシュカード機能等とクレジットカード機能の利用停止等を行った場合には、佐賀共栄銀行ICキャッシュカード（普通預金）を発行し貸与するものとします。ただし、佐賀共栄銀行カード取扱規定第17条2項および3項の場合は除きます。
3. 前項の場合、本会員に対し新たに佐賀共栄銀行ICキャッシュカード（普通預金）が交付されるまでの間、本会員が本カードを利用できなくなることに伴う不利益、損害等については、当行および当社は一切責任を負わないものとします。
4. 利用停止等の場合には、当行または当社は利用者に事前に通知・催告等を行うことなく、当行および提携行または当社の現金自動支払機や当社の加盟店等を通じて、本カードを回収することができるものとします。

第10条（本カードの紛失・盗難等）

九州カード会員規約第12条（紛失・盗難、偽造）、佐賀共栄銀行カード取扱規定第13条によるほか以下により取扱うものとします。

- ①本会員は本カードが紛失・盗難・詐欺・横領・偽造等（以下まとめて「紛失盗難・偽造」という）にあった場合、速やかにその旨を当行および当社に電話等により通知し、当行所定の書面で当行に届出を行うとともに、当行が必要と認めた場合には最寄の警察署に届出を行うものとします。家族会員は本カードが紛失盗難・偽造にあった場合、速やかにその旨を当社に電話等により通知し、当社所定の書面で当社に届出を行うとともに、当社が必要と認めた場合には最寄の警察署に届出を行うものとします。
- ②本会員の紛失盗難・偽造の通知を当行が受けた場合は、当行はキャッシュカード機能等を停止するものとします。また本会員および家族会員の紛失盗難・偽造の通知を当社が受けた場合は、当社はクレジットカード機能を停止するものとします。
- ③本会員の紛失盗難・偽造の通知が当行にあった場合は当社のクレジットカード機能を、当社にあった場合は当行のキャッシュカード機能等を、それぞれ停止することができるものとします。
- ④紛失盗難・偽造により生じた損害の処理については、当行および当社所定の方法により取り扱うものとします。

⑤本会員は、紛失した本カードが発見された場合には、当行所定の方法で、発見届を提出するものとします。ただし、発見届により利用が可能となる機能は、キャッシュカード機能等のみとなり、クレジット機能を可能とする為に、必ず再発行の手続きを行うものとします。家族会員は紛失した本カードが発見された場合でもクレジット機能を可能とする為に、必ず当社所定の方法で、再発行の手続きを行うものとします。また、再発行により本カードが交付されるまでの間に、クレジット機能を利用できなくなることに伴う不利益、損害等については、当行および当社は一切責任を負わないものとします。

第 11 条（届出事項の変更）

1. 本会員は、住所、氏名、電話番号、勤務先等いっさいの届出事項について変更があった場合には、遅滞なく当行に所定の書面により届出を行うものとします。また会員が届出た変更事項は当行から当社に連絡することができるものとします。
2. 決済口座の変更はできないものとします。
3. 暗証番号変更等で新たに本カードを交付されるまでの間、会員が本カードを利用できなくなることに伴う不利益・損害等については、当行および当社は一切責任を負わないものとします。

第 12 条（本カードの有効期限）

1. 本カードにはキャッシュカードサービスとクレジットカードサービスに共通の有効期限があります。（家族カードはクレジットカードサービスの有効期限のみ）有効期限経過後、本カードによるキャッシュカードサービスおよびクレジットカードサービスの利用ができなくなることに伴う不利益、損害等については、当行および当社は一切責任を負わないものとします。
2. 有効期限到来時には新しい更新カードを本会員が当行に届出た自宅住所あてに郵送するものとします。当行および当社がクレジットカード機能の引き続きの利用を認めない場合本会員に対しては、佐賀共栄銀行 I C キャッシュカード（普通預金）を送付するものとします。

第 13 条（種別変更等）

1. 本会員は本カードの種別変更等を申し込む場合には、当行および当社に所定の書面を提出するものとします。
2. 種別変更等で新たに本カードが交付されるまでの間、会員が本カードを利用できなくなることに伴う不利益・損害等については、当行および当社は一切責任を負わないものとします。

第 14 条（本カードの機能分離等）

本会員は本カードについて次のことを行う場合には、当行および当社に所定の書面により申し込みまたは届出を行うものとします。

- ①本カードのキャッシュカード機能等とクレジット機能を分離しキャッシュカード機能等が利用できる当行所定のカードと、九州カード発行のクレジットカードを希望する場合。
- ②クレジットカード機能の利用を取りやめ、キャッシュカード機能等が利用できるカードを希望する場合。

第 15 条（再発行手数料）

当行または当社が本カードを再発行する場合、本会員は当行または当社所定のカード再発行手数料を支払うものとします。

第 16 条（規定の適用）

本規定に定めがない場合は、本カードのキャッシュカード機能等については普通預金規定、佐賀

共栄銀行カード取扱規定、デビットカード規定を、クレジットカード機能については、九州カード会員規約をそれぞれ適用するものとします。

第 17 条（本規定の変更等）

1. 本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、下記のいずれかの方法により変更できるものとします。
 - ① 当行が変更内容を当行の店頭表示、ホームページ掲載その他相当の方法で公表すること。この場合、その変更内容は、公表の際に定める 1 ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。
 - ② 変更内容を当行または当社から通知すること、もしくは新規定を送付すること。この場合、その変更内容は、変更内容を当行または当社から通知した後、もしくは新規定を送付した後に本カードを利用したときに会員が承認したものとみなし、その変更内容は通知後の本カード利用日から適用されるものとします。
2. 本規定の変更等を前項の 1 号および 2 号双方により行う場合、その変更内容は、1 ヶ月以上の相当期間経過日または通知後の本カード利用日のいずれか先に到来した日から適用されるものとします。

以 上

個人情報の取扱いに関する同意条項に係る特約

（佐賀共栄銀行と九州カードとの個人情報の相互提供についての同意事項）

第 1 条（佐賀共栄銀行から九州カードに提供する個人情報）

会員は、株式会社佐賀共栄銀行（以下「当行」という）が保護措置を講じた上で、会員の下記個人情報を九州カード株式会社（以下「当社」という）に提供し、当社が下記の目的で利用することに同意します。

【利用目的】

- （1） 当行および当社が提携して行う KYOGIN CARD の円滑な発行および、サービスの提供のため
- （2） 九州カード会員規約（本申込書を含む。）を含む当社との取引の与信判断および与信後の管理並びに付帯サービスの提供のため
- （3） 当社のクレジットカード関連事業（キャッシング・ローン等の金銭貸付事業を含む。以下同じ）における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービスのため
- （4） 当社のクレジットカード関連事業における市場調査、商品開発のため
- （5） 当社のクレジットカード関連事業における宣伝物・印刷物の送付等の営業活動のため
- （6） 当社のクレジットカード加盟店等の営業活動に関する宣伝物・印刷物の送付のため
- （7） 当行の銀行業務に関する宣伝物・印刷物の送付のため

【情報の範囲】

- （1） 氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、会員規約等もしくは会員と当行との契約等に基づき、当行に届出のあった情報または会員が当行に提出する書類等に記載されている情報

- (2) 当行における会員の会員資格およびこれに関する情報
 - (3) 当行における預金残高情報、借入金の残高情報・返済状況等、申込人の当行における取引情報（過去のものを含む）
 - (4) KYOGIN CARDに関する紛失・盗難・偽造等の情報
- 上記【利用目的】(3)(4)(5)(6)(7)の目的で当該情報を利用している場合であっても、当社に対しその中止を申し出ることができます。ただし、カードまたはご利用代金明細書に同封されるご案内等の送付を除きます。中止の申し出は、「個人情報の取扱いに関する同意条項」第10条1項記載の連絡先に行うものとします。

第2条（当社から当行に提供する個人情報）

会員は、当社が保護措置を講じた上で、会員の下記個人情報を当行に提供し、当行が下記の目的で利用することに同意します。

【利用目的】

- (1) 当行および当社が提携して行うKYOGIN CARDの円滑な発行およびサービスの提供のため
- (2) 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- (3) 融資のお申込や継続的なご利用に際しての判断のため
- (4) 市場調査、並びにデータ分析やアンケート等の実施による銀行の商品・サービスの研究・開発を行うため
- (5) ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- (6) 関連会社や提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- (7) KYOGIN CARDのお取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- (8) その他、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため
- (9) 当行のポイントサービスの提供のため

【情報の範囲】

- (1) 九州カード会員規約等に基づき当社に届出のあった情報もしくは会員が当社に提出する書類等に記載されている情報
- (2) 本カードの申込により発行されるカードの番号・有効期限および変更後のカード番号・有効期限
- (3) KYOGIN CARDに関する紛失・盗難・偽造等の情報
- (4) カード会員番号が無効となった事実（ただし、その理由は除く）
- (5) カード会員資格の喪失（ただし、その理由は除く）
- (6) 本カード申込に対する審査の結果（ただし、その理由は除く）
- (7) 会員の本カードのご利用に関する、利用日、利用金額、ご利用店名、商品名等のご利用状況、契約内容に関する情報

以 上